

北海道済生会西小樽病院医療関連感染対策指針

第1 目的

この指針は、北海道済生会西小樽病院（以下「当院」という。）における医療関連感染の防止及び感染事例発生時の的確な対応など医療関連感染対策に関する基本的な事項を定め、医療関連感染対策の必要性及び重要性を全従業員に周知徹底し、当院共通の課題として積極的に取り組むことにより、患者、全職員、訪問者等を医療関連感染から防御し、安全で快適な医療環境を提供することを目的とする。

第2 定義

(1) 医療関連感染

医療関連感染とは、当院環境下で感染・発症した全ての感染症をいう。当院内という環境がなければ発生し得ない感染症はもとより、患者自身の保有する菌による内因性感染であっても入院中に発症したものは医療関連感染となる。

また、入院患者が入院中に感染し、退院後発症した場合や医療従事者が病院内で感染した場合もこれに該当する。

(2) 医療関連感染の対象者

医療関連感染の対象者は、患者（入院、外来を問わない）のみならず、医師、看護師、医療従事者その他職員や業務委託業者、関連企業職員並びに見舞客、訪問者及び実習生など当院に関係する者全てが対象となる。

(3) 発生要因

医療関連感染は、その発生機序から、内因性感染と外因性感染に分けられ、内因性感染は、感染者自身の要因により起こる感染をいい、外因性感染は、医療従事者、医療処置、医療機器及び病院環境により起こる感染をいう。

このうち、外因性感染は集団感染につながり得る重要な発生要因である。

第3 医療関連感染対策に関する基本的な考え方

医療関連感染の防止に留意し、感染等発生の際にはその原因の速やかな特定、制圧、終息を図ることは、医療提供施設にとって極めて重要である。医療関連感染防止対策を当院全従業員が的確に把握し、より安全性の高い医療提供に努めるものとする。

最も重要なことは、医療関連感染を未然に防止することであり、患者はもとより、職員、訪問者などへの感染機会を可能な限り最小化しなければならない。

なお、感染予防に当たっては、感染対策マニュアル（以下「マニュアル」という。）を遵守し、常に標準予防策（スタンダードプリコーション）の観点に基づいた医療行為を実践するとともに、期せずして医療関連感染が発生した場合には、速やかに原因を補足、評価し、感染の拡大防止と終息に努める。

第4 医療関連感染対策に関する体制の整備

(1) 院内感染対策委員会の設置

病院運営会議で承認した者を委員長として各部門の責任者が参加し、当院における感染対策を推進するための情報収集及び改善策の決定・評価を行う、感染対策に関する最高決定機関として、院内感染対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(2) 感染防止対策室の設置

感染防止対策部門として、院内感染管理者を室長とし、各部門の代表者が参加し、院内における感染対策に関する問題点を把握するとともに改善策を講じるなど、医療関連感染対策活動の中心的な役割を担う組織横断的な実践機関として、感染防止対策室を設置する。

なお、感染防止対策室の運営等については、別に定める「感染防止対策室運営要綱」による。

(3) 感染制御チーム（ICT）の設置

感染対策に関する活動を効果的に行うため、感染防止対策室内に感染制御チーム（以下、「ICT」という。）を置き、感染対策にかかる業務を行う。

なお、ICTの運営に関しては、別に定める。

(4) 部署の長の責務

部署の長はICTが行う感染対策にかかる活動に協力するとともに、所属部署の感染対策の推進のため、次の業務を行う。

ア 所属部署の感染防止のため、職員の意識の向上を図り、問題点を把握した場合は、ICTと協議し改善策を検討する。

イ 所属部署の感染動向について、事態を把握するとともに、その内容を整理し、ICTへ報告する。

ウ 院内感染対策委員会で決定した事項について、所属部署へ周知徹底を図る。

エ その他所属部署の感染対策に必要な業務を実施する。

(5) 職員の責務

職員は、業務の遂行に当たっては、常日頃から患者への医療、看護等の実施、医療機器の取扱いなどについて、感染防止に最新の注意を払わなければならない。

また、感染対策に係るICTの業務に積極的に協力しなければならない。

第5 患者への情報提供と説明

(1) 当院内の見やすい場所に、医療関連感染防止対策に関する取組事項を掲示するとともに、ホームページ等で公開する。

(2) 感染伝播リスクのある患者へは、担当医が、微生物が検出された事実及びに蔓延防止に必要な感染対策を家族（本人）へ説明し、理解を得た上で、協力を求める。

第6 その他医療関連感染対策の推進

(1) 職員は、マニュアルに記載された感染対策を実施（遵守）する。感染対策上の疑義については部署の長と十分協議する。

(2) 職員は、自部署の感染対策上の問題発見に努め、ICTと協同してこれを改善する。

(3) 職員は、医療関連感染を防止するため、ワクチン接種を積極的に受けるとともに、定期健康診断を年1回以上受診し、日ごろから自身の健康管理に留意する。

(4) ICT及び院内感染管理者は、本指針及びマニュアルの見直しが必要な場合は、委員会の議事として取り上げ、検討するとともに、その内容を委員会に提起する。

(5) 委員会で承認された結果等については、実務者等を通じて全職員に周知徹底する。

平成 25 年 5 月 作成

平成 29 年 5 月 25 日 改定

平成 30 年 4 月 27 日 改定